



高齢者・障害者等配慮設計指針－
情報通信における機器、ソフトウェア及び
サービス－第1部：共通指針

JIS X 8341-1 : 2010

(ISO 9241-20 : 2008)

平成 22 年 3 月 23 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 情報技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	石崎 俊	慶應義塾大学
(委員)	秋間 升	財団法人日本規格協会
	浅野 正一郎	国立情報学研究所
	大石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	大久保 彰徳	社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	大蔵 和仁	東洋大学
	箕捷 彦	早稲田大学
	加藤 泰久	日本電信電話株式会社
	木戸 彰夫	日本アイ・ビー・エム株式会社
	後藤 志津雄	株式会社日立製作所
	佐野 真一	社団法人電子情報技術産業協会
	関根 千佳	株式会社ユーディット
	高橋 真理子	財団法人日本情報処理開発協会
	田中 宏	総務省
	中山 康子	東芝総合人材開発株式会社
	橋本 敏	総務省
	平野 芳行	日本電気株式会社
	伏見 諭	社団法人情報サービス産業協会
	藤村 是明	独立行政法人産業技術総合研究所
	宮澤 彰	国立情報学研究所
	山田 隆人	日本銀行金融研究所
	山本 喜一	慶應義塾大学
	渡辺 裕	早稲田大学
(専門委員)	安藤 栄倫	財団法人日本規格協会

主務大臣：経済産業大臣 制定：平成 16.5.20 改正：平成 22.3.23

官報公示：平成 22.3.23

原案作成協力者：財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審議部会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 二瓶 好正）

審議専門委員会：情報技術専門委員会（委員会長 石崎 俊）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット情報電子標準化推進室（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:qqgcbd@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	2
2 引用規格	3
3 用語及び定義	4
4 適用	5
4.1 一般的原則	5
4.2 適用の枠組み	5
4.3 規定（要求事項、推奨事項）の実施	8
4.4 適合性	8
5 アクセシビリティ	8
5.1 一般	8
5.2 利用の状況及びアクセシビリティ	8
5.3 プロセス	9
6 開発管理に関する推奨事項	9
6.1 情報アクセシビリティ方針	9
6.2 開発に関する責任	9
7 利用者特性に関する推奨事項	10
7.1 一般	10
7.2 視覚	12
7.3 聴覚	13
7.4 発話	14
7.5 身体的能力	15
7.6 認知能力	16
8 仕事特性に関する推奨事項	17
8.1 利用の状況に基づく仕事の実行	17
8.2 仕事を実行する代替手段の提供	18
8.3 保守、設定及びその他の支援操作の実行	18
9 機器及びサービス特性に関する推奨事項	18
9.1 一般	18
9.2 情報通信機器及びサービスのための他の規格	19
9.3 支援技術	20
9.4 情報通信機器及びサービスの選択及び操作	20
9.5 操作の準備及び完了	21
10 環境特性に関する推奨事項	21
10.1 様々な環境での操作	21

ページ

10.2 環境の設計	22
10.3 環境への影響	22
附属書 A (参考) ISO 9241 シリーズの大要	23
附属書 B (参考) 情報通信機器及びサービスへの適用可能性と適合性とを評価するためのチェックリスト (例示)	24
附属書 C (参考) 利用者の要求	28
附属書 JA (参考) JIS X 8341-1:2004 との対応表	29
附属書 JB (参考) 試験方法	37
参考文献	46
解 説	48

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS X 8341-1:2004** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権及び出願公開後の実用新案登録出願にかかる確認について、責任はもたない。

JIS X 8341 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS X 8341-1 第1部：共通指針

JIS X 8341-2 第2部：情報処理装置

JIS X 8341-3 第3部：ウェブコンテンツ

JIS X 8341-4 第4部：電気通信機器

JIS X 8341-5 第5部：事務機器

白 紙

(4)

日本工業規格

JIS

X 8341-1 : 2010

(ISO 9241-20 : 2008)

高齢者・障害者等配慮設計指針— 情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス —第1部：共通指針

Guidelines for older persons and persons with disabilities—
Information and communications equipment, software and services—
Part 1: Common Guidelines

序文

この規格は、2008年に第1版として発行された ISO 9241-20 を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項並びに附属書 JA 及び附属書 JB は、対応国際規格にはない事項である。

ハードウェア、ソフトウェア及びネットワーク技術を組み合わせた情報通信機器及びサービスを利用する人々の数が、情報通信機器及びサービスの種類が増えるにつれて増加している。我々の日常生活は、そのような機器及びサービスで埋め尽くされている。

この規格の目的は、開発者を支援して、情報通信機器及びサービス（並びに、将来の新規性の高い又は革新的な機器及びサービス）を最も幅広い層の人々が、その能力、障害、制限及び文化にかかわらず、利用できるようにすることである。

この規格は、特に身体、感覚及び／又は認知の障害をもっている個人の特性についての理解に基づいている。しかし、アクセシビリティは多くの人々に影響を与える問題である。インターラクティブシステムの利用者は、在宅者、生徒、技術者、事務員、販売員、ウェブ設計者などの役割を果たす消費者又は専門家である。そのような様々な対象グループの個人は、身体、感覚及び認知の能力に大きな個人差があり、一つ一つの対象グループもそれぞれ異なる能力をもった人々を含むであろう。したがって、障害者を特定のグループとして分離し無視することはできない。能力の差は、日常生活動作にかかる（関）わる能力を制限する様々な要因から発生し、“だれでも経験すること”であるかもしれない。したがって、アクセシビリティは、幅広く定義された利用者グループを扱う。次に例を示す。

- 身体、感覚及び認知の障害が生まれつきあるか、又は後天的に生じた者
- 高齢者（高齢化率が増加しつつある。）であって、身体、感覚及び認知の能力が衰え、新規性の高い製品及びサービスの利用が困難な者
- 一時的な障害をもつ者。例えば、腕を骨折した者、眼鏡をなくした者
- ある状況のため利用が困難な者。例えば、騒々しい環境で働く者、又は他の仕事で両手がふさがっている者